

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	現金	3,000,000	買掛金	5,000,000
	貸付金	2,000,000	資本金	2,000,000
	備品	1,100,000		
	のれん	900,000		
2	繰越利益剰余金	3,200,000	未払配当金	2,000,000
			利益準備金	200,000
			新築積立金	1,000,000
3	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
4	商品保証引当金	30,000	現金	30,000
5	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			

・解説

1. 企業合併に関する問題です。

他の企業を吸収合併する場合、被合併会社の資産・負債を時価で引き継ぎ、その対価として株式を交付した上で、被合併会社の純資産（資産－負債）の額と交付した株式の額を比較して、のれん（借方に計上する場合）または負ののれん発生益（貸方に計上する場合）を計上します。

本問の場合、問題文に「現金（時価：¥ 3,000,000）、貸付金（時価：¥ 2,000,000）、備品（時価：¥ 1,100,000）、買掛金（時価：¥ 5,000,000）」とあるので、被合併会社の純資産の額は 1,100,000 円（＝3,000,000 円＋2,000,000 円＋1,100,000 円－5,000,000 円）となります。帳簿価額ではなく時価で計算するのがポイントです。

一方、交付した株式の額は、問題文の「新たに当社の株式 200 株（時価：@ ¥ 10,000）を同社の株主に交付した」という一文から、2,000,000 円（＝200 株×@10,000 円）ということが分かります。

この結果、1,100,000 円の価値のある会社を 2,000,000 円で購入したことになるので、差額の 900,000 円を超過収益力（被合併会社の技術力やブランド力など）としてのれん勘定で処理します。

企業合併に関する問題は、第 102 回の問 5 や 第 145 回の問 2 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 利益処分に関する問題です。

利益剰余金（繰越利益剰余金）を財源として配当を行う場合には、「配当により減少する利益剰余金の額の 10 分の 1 を、資本準備金の額と利益準備金の額とを併せて、資本金の 4 分の 1 に達するまで（利益準備金を）積み立てなければならない」と定められているので、本問でもこの文言どおりにチェックする必要があります。

まず、問題文に「配当 ¥ 2,000,000」とあるので、配当により減少する利益剰余金の金額は 2,000,000 円で、その 10 分の 1 は 200,000 円ということが分かります。新築積立金の積立額 1,000,000 円は利益準備金要積立額の計算には関係ないので気をつけてください。

また、資本準備金と利益準備金の合計額が 1,750,000 円 (=1,300,000 円 + 450,000 円) なので、資本金 8,000,000 円の 4 分の 1 に達するまで積み立てなければならない額は、 $8,000,000 \text{ 円} \div 4 - 1,750,000 \text{ 円} = 250,000 \text{ 円}$ になります。

ここで、両者を比較すると【200,000 円 < 250,000 円】となるので、**利益準備金要積立額は 200,000 円**になります。

- ・ 配当の 10 分の 1 規定による利益準備金要積立額 : 200,000 円
- ・ 資本金の 4 分の 1 規定による利益準備金要積立額 : 250,000 円
- ・ 金額の小さい方 (**200,000 円**) を利益準備金として積み立てる

配当の 10 分の 1 規定に関しては多くの受験生が理解していると思いますが、資本金の 4 分の 1 規定と比較するのを忘れてしまう方が多いです。

今回は 10 分の 1 規定の金額の方が小さかったので、4 分の 1 規定を忘れていても結果的には正解までたどり着けますが、利益処分の問題は必ず資本金の 4 分の 1 規定もチェックしてください。

■ 類題

では仮に、資本準備金と利益準備金の合計額が 1,900,000 円だった場合、利益準備金要積立額はどのようになるでしょうか？これも上と同じように考えていけばいいだけなので、併せて確認しておいてください。

■ 解答

資本金 8,000,000 円の 4 分の 1 の 2,000,000 円から、資本準備金と利益準備金の合計金額 1,900,000 円を差し引くと 100,000 円になり、配当金 2,000,000 円の 10 分の 1 の 200,000 円よりも小さくなるので、**利益準備金要積立額は 100,000 円**になります。

- ・ 配当の 10 分の 1 規定による利益準備金要積立額 : 200,000 円
- ・ 資本金の 4 分の 1 規定による利益準備金要積立額 : 100,000 円
- ・ 金額の小さい方 (**100,000 円**) を利益準備金として積み立てる

利益処分に関する問題は、第 103 回の問 3や第 106 回の問 2、第 112 回の問 5、第 121 回の問 3、第 135 回の問 5、第 143 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. （試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除）

4. 商品保証引当金に関する問題です。

商品保証引当金については、【決算時の仕訳】を考慮してから【修理時の仕訳】を考えると分かりやすいです。

■ 決算時の仕訳

まず、問題文のなお書きの「当社は 50,000 円の商品保証引当金を計上していた」から、前期以前の決算時に、翌期以降の保証期間内に発生すると予想される「保証に要する費用」を見積もって、商品保証引当金繰入勘定と商品保証引当金勘定を使って仕訳をしたことが分かります。

☆参考 決算時の仕訳

(借) 商品保証引当金繰入 50,000 / (貸) 商品保証引当金 50,000

■修理時の仕訳

次に、問題文の「昨年度に販売していた商品（売価：¥ 500,000、原価：¥ 400,000）の一部について、本日、修理の依頼があったので、修理業者に修理を依頼して現金 ¥ 30,000 を支払った」から、修理代金 30,000 円の支払いが発生したことが分かります。

前期以前の決算時に計上した商品保証引当金は 50,000 円なので、そのうちの 30,000 円を取り崩して処理します。

★解答・修理時の仕訳

(借) 商品保証引当金 30,000 / (貸) 現金 30,000

なお、商品保証引当金の金額よりも多くの修理費用がかかってしまった場合 (ex.修理費が 60,000 円発生した場合) は、引当金を取り崩しても足りない分を商品保証費・保証修理費勘定などで処理します。

☆参考・商品保証引当金の金額よりも多くの修理費用がかかってしまった場合の仕訳

(借) 商品保証引当金 50,000 / (貸) 現金 60,000

(借) 商品保証費 10,000

■保証期間終了時の仕訳

最後に、本問では問われていませんが、保証期間終了時の仕訳を簡単に確認しておきましょう。このまま保証期間が終了した場合、商品保証引当金戻入勘定を使って残額 20,000 円 (=50,000 円-30,000 円) を取り崩します。

☆参考・保証期間終了時の仕訳

(借) 商品保証引当金 20,000 / (貸) 商品保証引当金戻入 20,000

商品保証引当金に関する問題は、第 134 回の問 4や第 138 回の問 4、第 141 回の問 5、第 143 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)